資料２－２

まだい日本海西部・東シナ海系群の資源管理について

令和８年10月

水産庁

まだい日本海西部・東シナ海系群のTAC管理開始までの経緯

令和4年4月21日　第7回資源管理手法検討部会
令和5年5月16日　第1回ステークホルダー会合
令和6年3月6日　第2回ステークホルダー会合
令和7年1月1日　TAC管理（ステップ1）開始

【第2回ステークホルダー会合とりまとめ】

1　ステップ1終了までに漁獲報告の基本的な収集体制を築いた上で、得られたデータをもとに、関係都道府県・団体事務局で、具体的な管理の課題や方策を議論した上で、ステップ2に進む。

2　ステップ2の終了までに、混獲の問題、遊漁の状況把握、管理の方向性といった課題について、対応方法を示す。

3　他のマダイの資源についても、このステップアップのスケジュール、進め方の進捗に合わせてTAC化に向けた議論が進むように、水産庁として最大限の努力をする。

資源管理の目標/漁獲シナリオ

◎資源管理の目標：下表のとおり。

◎漁獲シナリオ（資源量に応じた目標を実現するために必要な漁獲の強さの決定ルール）：
　親魚量が令和17管理年度（2035管理年度）に、少なくとも50パーセント以上の確率で、暫定目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調節する。具体的には、親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、1歳から6歳のMSYを実現する漁獲圧力の水準に調整係数（β：1.0）を乗じた漁獲圧力とする。

【資源管理の目標】

項目	令和7管理年度～
目標管理基準値 ＝MSYを実現するために必要な親魚量	39.3千トン
暫定目標管理基準値（注） ＝1歳から6歳のMSYを実現するために必要な親魚量	13.1千トン
限界管理基準値 ＝MSYの60パーセントを実現するために必要な親魚量	9.0千トン
禁漁水準値 ＝MSYの10%の漁獲量が得られる親魚量	1.4千トン

（注）目標管理基準値を上回るための当面の目標となる資源水準の値。禁漁水準同様、漁獲シナリオの構成要素の一つ。

【漁獲シナリオ】

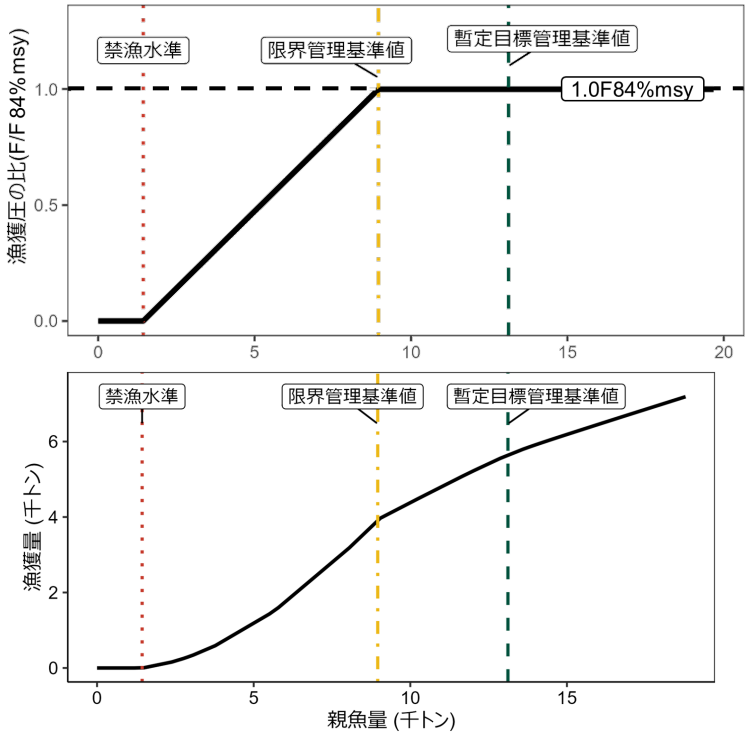


図　漁獲管理規則（上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦　軸は漁獲量）

F84%msyに乗じる調整係数であるβを1.0とした場合の漁獲管理規則を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

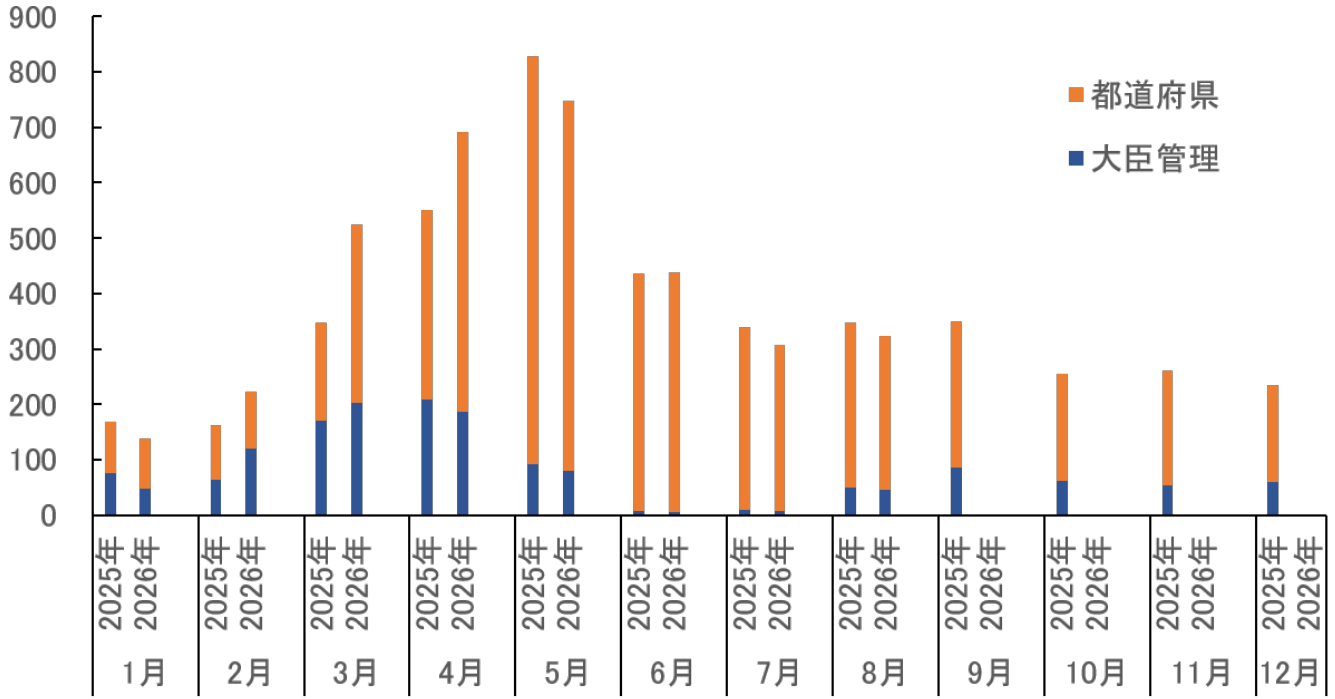
まだい日本海西部・東シナ海系群のステップアップ管理について
（第2回SH会合を踏まえたとりまとめ資料）

		ステップ1の前	ステップ1（1年を想定） TAC意見交換会・水政審・担当者会議	ステップ2（2年を想定） SH会合・水政審	ステップ3（開始後3年以内）
管理の内容			✓ TAC報告 ✓ 国全体のTACのみ設定（各県等への配分はしない） ✓ 採捕停止命令は、行わない	✓ TAC報告 ✓ 各県等への配分試行 ✓ 管理の運用の試行 ✓ 採捕停止命令は、行わない	✓ サバ・マイワシ等と同様の管理内容 ✓ 管理の運用方法等を早期に検証し、必要な見直し
課題への対応	TAC報告体制整備	→	→		
	遊漁の管理		採捕量の把握	・資源評価に与える影響評価 ・管理の方向性について結論を得る	（新たな課題を含め、随時対応する）
	配分基準の検討 混獲への対応検討		→	→	
	漁獲の積み上がりの検証と必要な対応の検討・試行		→	→	

ステップ1終了までに漁獲報告の基本的な収集体制を築いた上で、得られたデータをもとに、関係都道府県・団体事務局で、具体的な管理の課題や方策を議論した上で、ステップ2に進む

漁獲報告の基本的な収集体制の構築

漁獲報告の基本的な収集体制の構築（「TACシステム」を通じたTAC報告の実現）については、概ね対応できている状況。



		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
2025年	底びき網	72	58	166	144	60	0	2	49	80	57	44	58	789
	大中型まき網	3	6	4	64	31	8	7	1	6	5	9	2	147
	都道府県	94	97	177	343	738	427	331	297	264	193	208	175	3,344
	計	169	161	347	551	829	435	340	347	350	255	262	235	4,280

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	…	合計
2026年	底びき網	47	111	187	102	42	0	1	46	…	624
	大中型まき網	1	8	15	85	39	5	7	1	…	163
	都道府県	90	104	323	505	667	434	299	276	…	2,720
	計	138	223	525	692	747	438	307	322	…	3,507

管理の課題を解決するための取組み

- ステップ1で整理された本資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理を実現するための課題及びそれらを解決するための取組は下表のとおり。
- ステップ1及びステップ2での取組について十分な進展があった場合に、ステップ3の取組を開始する。このため、ステップ3の開始に先立ち、ステップ1及びステップ2における取組結果や、更新された資源評価結果を基に、資源管理の目標や漁獲シナリオ、配分基準、本資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について、その案を公表し、周知した上で、ステークホルダー会合を開催し、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設ける。
- ステップ1及びステップ2では、漁業法第33条に基づく採捕の停止等の命令は行わない。

課題	課題解決の取組
配分基準 （試行の詳細はスライド6枚目）	ステップ2における都道府県と大臣管理区分への配分の試行を通じて、種苗放流の実績の扱いを含めた案を最終化する。
漁獲の積み上がりの検証と必要な対応	＜漁獲の積み上がりの検証＞ 前月までの採捕数量の総量及び消化率等を速報値としてモニタリングする取組を実施する。 ＜必要な対応＞ ステップ2における他資源の取組（融通、繰入れ、繰越し）の試行を通じて案を最終化する。
遊漁の管理 （現状の取組はスライド7枚目）	・ 遊漁について漁業と一貫性のある管理を目指すため、遊漁採捕報告システムや実態調査等を活用して、まずは採捕量の把握を行う。 ・ 得られた採捕量のデータをもとに、資源評価に与える影響等を検証するとともに、遊漁による採捕実態を踏まえ、ステップ2の終了までに遊漁の資源管理の方向性について結論を得る。
混獲の対応	・ 既存のTAC管理の柔軟な運用（融通、繰入れ、繰越し）、TAC管理以外の取組（放流、漁場移動等）を踏まえ、ステップ2の終了までに対応方法を示す。 ・ 参考として、外国の事例をスライド12枚目で紹介。

都道府県と大臣管理区分への配分の試行

＜「試行水準」の設定＞

法制度上の扱いとして、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量は「試行水準」として設定する。

＜試行目安数量の算出の基準＞

- 都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、TACの全量に、過去3か年（令和5年から令和7年まで）の毎年の漁獲実績（大中型まき網漁業については、実績のない令和5年、令和6年は令和7年と同量であったと仮定）の比率の平均値を乗じて算出した数量を「試行目安数量」として提示する。
- 令和5・6年は漁業・養殖業生産統計の漁獲量、令和7年はTAC報告の漁獲量を使用する。

＜国の留保＞

- ステップ2初年度の国の留保はゼロとする。
- 国の留保からの配分に係る具体的な運用については、ステップ2における試行を通じて案を最終化する。

＜その他＞

ステップ2においては、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量は「試行水準」として設定するが、融通、繰越し又は繰入れの試行においては「試行目安数量」を、配分する「数量」として行う。

遊漁管理

ステークホルダー会合の取りまとめを踏まえ、遊漁による採捕が資源に与える影響を検証する準備を進めているところ。

遊漁採捕量把握における現状

- 公的な採捕数量（農林水産統計）のデータはH21（2009）年度以降なし。
- 遊漁採捕報告システムへの報告データのみでは採捕量の推定は難しい状況。

関係県及び水産機構と協力し、本資源についての遊漁採捕量調査を実施予定。
（具体的な取組については現在検討中。）

今後の予定

令和8年10月9日～11月7日	資源管理基本方針案の変更案のパブリックコメント実施
令和8年10月30日	令和9管理年度TAC設定に関する意見交換会
令和8年11月13日	水産政策審議会資源管理分科会への諮問・答申
令和9年1月1日～	TAC管理（ステップ2）開始

本日はここ

参考：まだい日本海西部・東シナ海系群のTAC管理導入の意義

- マダイは、多くの地域・漁業種類（ごち網漁業等）で最も重要な資源
  資源の分布域が、鳥取県～鹿児島県の広域にわたる中で、
  - 数量的な資源状態の認識を共有し、
  - 資源の持続的な利用だけでなく、今後資源が減少する場合に備えて、TACという共通の方法で、速やかに管理に取り組む体制を構築

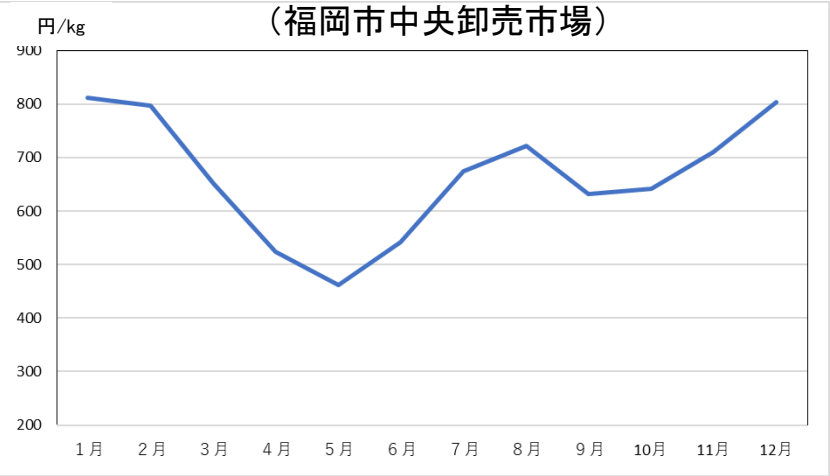
- 数量を直接管理することにより、操業の自由度を向上させるきっかけ
  （もっと獲っても良い時は、獲っていただくことにもつながる）

（※）漁業調整の観点や、TAC管理を補完して相乗的に資源管理の効果を発揮する観点から必要な取組は、継続する必要

- マダイは時期による「単価」の変動が比較的大きい。限られた漁期の中で、これまで以上に「単価」を意識した操業を促進

- 遊漁者が資源管理の枠組みに参加する環境作り（マダイは遊漁者にとっても重要な対象種）

天然マダイ平均単価の月別平均推移
（福岡市中央卸売市場）



出典：第2回資源管理方針に関する検討会（令和6年3月）資料3

参考：漁獲実績

管理区分		漁業・養殖業生産統計（トン）						TAC報告（ﾄﾝ）	基本シェア（R5-R7）	
		R2	R3	R4	R5	R6	R7（概数）	R7		数量（トン）
大中型まき網漁業		－	－	－	－	18	143	147	2.98%	166
沖合底びき網及び以西底びき網		636	532	626	645	771	806	789	14.99%	833
知事管理分	鳥取	104	113	102	92	86	100	101	1.89%	105
	島根	352	402	291	296	301	202	201	5.29%	294
	山口（東シナ海）	179	146	140	126	123	106	137	2.62%	146
	福岡（東シナ海）	2,068	1,515	1,442	1,512	1,407	1,297	1,032	26.24%	1,459
	佐賀	239	188	196	198	225	147	164	3.92%	218
	長崎	1,599	1,713	1,778	1,577	1,440	1,454	1,192	28.09%	1,562
	熊本	467	372	297	337	332	325	218	5.87%	326
	鹿児島	493	505	429	475	452	360	300	8.12%	451
合計		6,137	5,486	5,301	5,258	5,155	4,940	4,280	100.00%	5,560

※大中型まき網漁業については、実績のない令和5年、令和6年は令和7年と同量（147トン）であったと仮定して基本シェア（R5-R7）を算出。

参考：遊漁管理に関する方針等

水産基本計画（令和4年3月閣議決定）

2 新たな資源管理の着実な推進

（5）遊漁の資源管理

これまでも遊漁における資源管理は、漁業者が行う資源管理に歩調を合わせて実施するよう求められてきたが、水産資源管理の観点からは、魚を採捕するという点では、漁業も遊漁も変わりはないため、今後、資源管理の高度化に際しては、遊漁についても漁業と一貫性のある管理を目指していく。

（中略）

また、漁業における数量管理の高度化が進展し、クロマグロ以外の魚種にも遊漁の資源管理、本格的な数量管理の必要性が高まっていくことが予見されることから、アプリや遊漁関係団体の自主的取組等を活用した遊漁における採捕量の情報収集の強化に努め、遊漁者が資源管理の枠組みに参加しやすい環境を整備する。

資源管理の推進のための新たなロードマップ（令和6年3月公表）

漁業におけるTAC化の進展等に応じ、遊漁においても採捕されている資源のうち、実態把握等の優先度が高いものについて、採捕量等の情報収集・推計を推進。また、遊漁の管理手法の検討・試行を推進。

参考：混獲への対応（カリフォルニアマイワシの事例）

- カリフォルニアマイワシの資源量は閾値（15万トン）を下回っているため、この資源を主対象とする漁業（primary directed fishery）は実施されない。
- 年間漁獲上限（Annual Catch Limit：ACL）に達するまでの間、生餌漁業若しくはこの資源を副次的に対象とする漁業（minor directed fishery）において、または他の漁業における偶発的な漁獲として若しくは特別な許可により例外的に認められた漁業活動の一部として、カリフォルニアマイワシの採捕は可能（これらの漁獲はすべて、ACLにカウントされる）。

2026～2027漁期のカリフォルニアマイワシの漁獲管理上の設定（単位：トン）

過剰漁獲基準値（OFL）	ABC	この資源を主対象とする漁業による漁獲の目安	年間漁獲上限（ACL）	年間漁獲目標量（ACT）
4,645	3,613	0	2,200	2,100

■過剰漁獲基準値（Overfishing limit：OFL）：これ以上の漁獲は過剰漁獲と見なす閾値

管理措置

1　カリフォルニアマイワシを主対象とする漁業は実施されない。

2　マサバなど他の沿岸浮魚資源を主対象とする漁業においては、1回の陸揚げ量に占める偶発的に漁獲されたカリフォルニアマイワシの割合を重量ベースで20%以下に制限する。

3　年間漁獲目標量（ACT）2,100トンに達した場合は、上記2の「20%ルール」に代わり、1航海当たり1トンまでの漁獲制限が全て沿岸浮魚資源漁業に適用される。

4　沿岸浮魚資源漁業以外の漁業においては、年間漁獲上限（ACL）2,200トンに達するまで、1回の陸揚げにつき2トンまでカリフォルニアマイワシの偶発的な漁獲が認められる。

資料：米国政府公表資料に基づき水産庁で作成

Federal Register :: Fisheries Off West Coast States; Coastal Pelagic Species Fisheries; Annual Specifications; 2026-2027 Annual Specifications and Management Measures for Pacific Sardine

資源管理基本方針別紙2-50の変更案

変　更　後	変　更　前
（別紙２－50　まだい日本海西部・東シナ海系群（ステップアップ管理対象資源））	（別紙２－50　まだい日本海西部・東シナ海系群（ステップアップ管理対象資源））
第１（略） 第２　管理年度 １月１日から同年12月末日まで（ステップ２） 第３～第５（略） 第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 １　法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量及び同項第３号の大臣管理漁獲可能量並びに国の留保について、「試行水準」として設定する。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、２及び３に基づく数量を算出し、「試行目安数量」として提示する。 ２　試行目安数量は、漁獲可能量から国の留保を除いた数量に、令和５年（2023年）から令和７年（2025年）までの各年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出することを基本とする。ただし、関係者の間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。 ３　国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定める。なお、ステップ２において国の留保からの配分を行うこととはしないものの、ステップ３以降の取組に向けて配分の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。 第７～９（略）	第１（略） 第２　管理年度 １月１日から同年12月末日まで（ステップ１） 第３～第５（略） 第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 本則第１の２⑸②のステップ２の取組を開始する際に定める。 第７～９（略）